

過去2年間に

国民年金保険料の未納がある方へ

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の「免除」を申請することができます。保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用ください。



☎ 土浦年金事務所 (☎824-7121)

国保年金課国民年金係 (☎826-1111 内線2440)

免除申請ができる対象期間が拡大されます

これまでは、過去分の国民年金保険料の「免除」が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようになります。

※「免除」とは、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

特例免除の対象期間も拡大されます

災害・失業などを理由とした特例免除は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

※平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1か月前までです。



2年1か月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

また、申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。

退職(失業)による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、国民年金に切り替わるため、国民年金保険料を納付することになります。国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合には、申請により保険料納付の特例免除を受けられます。特例免除制度では、免除審査は申請者本人の所得を除いて行われますが、配偶者・世帯主に一定以上の所得がある場合には、保険料の全額免除は認められずに一部免除の適用や却下となることもあります。

◎特例免除制度の手続き

特例免除の申請は、市役所または年金事務所で行ってください。申請手続きには、次のものがが必要です。

- ①基礎年金番号がわかるもの：年金手帳
- ②失業していることを確認できる公的機関の証明の写し：雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など
- ③はんこ(本人が申請する場合は必要ありません)
- ④所得証明書(平成26年1月1日以前から土浦市に住民登録している方は必要ありません。ただし、所得状況が不明の方は申告をしていただく場合があります)

◎特例免除制度の免除期間

申請月から2年1か月前までの期間。

※平成26年度(平成26年7月から平成27年6月まで)の受け付けは、7月から開始となります。

学生納付特例制度



学生納付特例制度とは、保険料の納付が困難なときに、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることのできる制度です。

国民年金担当窓口申請し、日本年金機構で前年の所得などをもとに審査を行い、承認されると、在学中期間の保険料の納付が猶予されます。

◎学生納付特例の対象となる学生

大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上で都道府県知事の認可を受けている学校)などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の場合に対象となります。

◎学生納付特例の承認期間

承認期間は、4月または20歳誕生月から3月までのため、申請手続きが毎年度必要となります。

- *承認期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に算入されます。
- *学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めること(「追納」といいます)ができます。ただし、申請した年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金がつきます。
- *学生納付特例の承認を受けた期間について、追納をしなかった期間があるときは、老齢基礎年金受給額がその期間分減額されます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

◎学生納付特例の手続き

免除の申請は、市役所国民年金課または年金事務所で行ってください。申請手続きには次のものが必要です。

- ①基礎年金番号がわかるもの：年金手帳
- ②申請年度分有効の学生証または在学証明書(コピー可)
- ③はんこ(本人が申請する場合は必要ありません)
- ④会社などを退職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などのいずれか(コピー可)



◆平成26年度の国民年金保険料◆

平成26年度の国民年金保険料額は月額1万5250円です

☆前納制度(保険料の前払い)

前納制度を利用し、現金で保険料を1年度分前納した場合、毎月払いと比べて3,250円の割引となり、6か月分前納でも740円の割引となります。

また、口座振替制度をご利用いただきますとさらに割引され、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。ぜひご利用ください。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または土浦年金事務所へお申し出ください。